

# インドへの進出事業体の 形態ごとの留意点

2024年2月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ニューデリー事務所

ビジネス展開課

## 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地会計事務所Deloitte Haskins & Sells LLPに作成委託し、2024年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびDeloitte Haskins & Sells LLPは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびDeloitte Haskins & Sells LLPに係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外ビジネスサポートセンター／ビジネス展開課  
E-mail：[SCC@jetro.go.jp](mailto:SCC@jetro.go.jp)

ジェトロ・ニューデリー事務所  
E-mail：[IND-info@jetro.go.jp](mailto:IND-info@jetro.go.jp)

## 目次

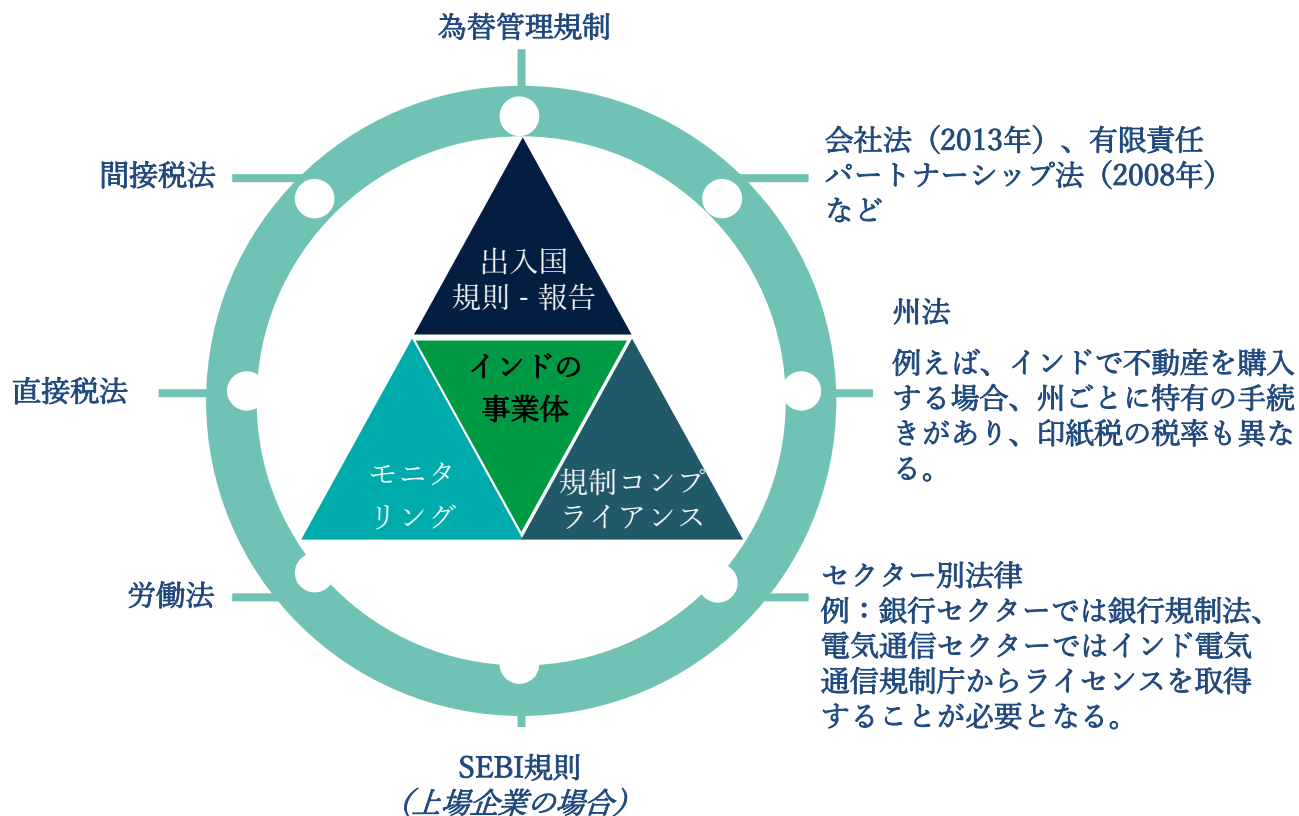
はじめに	3
インドの規制状況 - 概要	4
為替管理規制 - 海外直接投資 (FDI)	5
インドにおける事業体の形態	6
インドにおける事業体の形態 - 主要な側面	7
所得税、為替管理規制に関する考察 - 設立の容易さ	8
所得税、為替管理規制に関する考察 - 会社法の要件	9
所得税、為替管理規制に関する考察 - 所得税に関する考慮事項	10
所得税、為替管理規制に関する考察 - 解散	12
GSTに関する考慮事項	13
現地法人 (子会社) vs 支店 (BO) の検討にあたっての メリット/デメリット	15
【参考】日系企業がインドで直面しやすい税務面の課題	17

## はじめに

- インドへの進出形態としては、主に現地法人、支店、駐在員事務所など、さまざまな事業体が考えられる。
- 本レポートでは、事業体によって異なる税務・規制上の留意点について解説する。
- さまざまな形態の事業体に関するインドの所得税などに関し、為替管理規制の概要とともに考察した。
- 非居住者によるインドでの事業立ち上げや投資にあたっては、個々のケースに応じて、外国為替規制や法人税、労働法、業種別の法律など、さまざまな法律の遵守が必要となることにご留意いただきたい。

## インドの規制状況 - 概要

- インドへの投資に際しては、さまざまな法律を遵守する必要がある。



\*クロスボーダー投資および資金調達、外国直接投資 (FDI) に関する規制を含む1999年外国為替管理法 (FEMA) または為替管理規制) によって管理されている。

## 為替管理規制 - 海外直接投資 (FDI)

- 非居住者によるインドでの事業体の設立やインドへの投資は、インドの外国為替規制、特に直接投資 (FDI) に関する規制を遵守する必要がある。
- 非居住者によるインド企業への投資および買収は、2019年外国為替管理 (非債務性商品) 規則の条項によって管理される。
- 非居住者は、禁止されていない分野に対する投資を行うことができる。投資手続きは、「自動認可 (Automatic) ルート」と事前許可 (Approval) ルートの2種類に大別できる。

### 自動認可ルート

- 原則として、直接投資が自由に認められている分野
- インド政府または中央銀行の事前承認が**不要**

### 事前許可ルート

- 自動認可ルートが利用できない分野
- インド政府または中央銀行の事前承認が**必要**

### 禁止分野

- 原子力
- 鉄道事業
- ギャンブル、賭けごと、宝くじ
- 小口資金
- 不動産事業または農業用家屋の建設\*
- 葉巻、タバコ、タバコ代替品の製造

\*不動産事業には、タウンシップの開発、住宅・商業施設、道路、橋梁の建設、およびSEBI (REIT) 規則に基づき登録・規制されている不動産投資信託 (REIT) は含まれない。

## インドにおける事業体の形態

### AOP (Association of Persons)

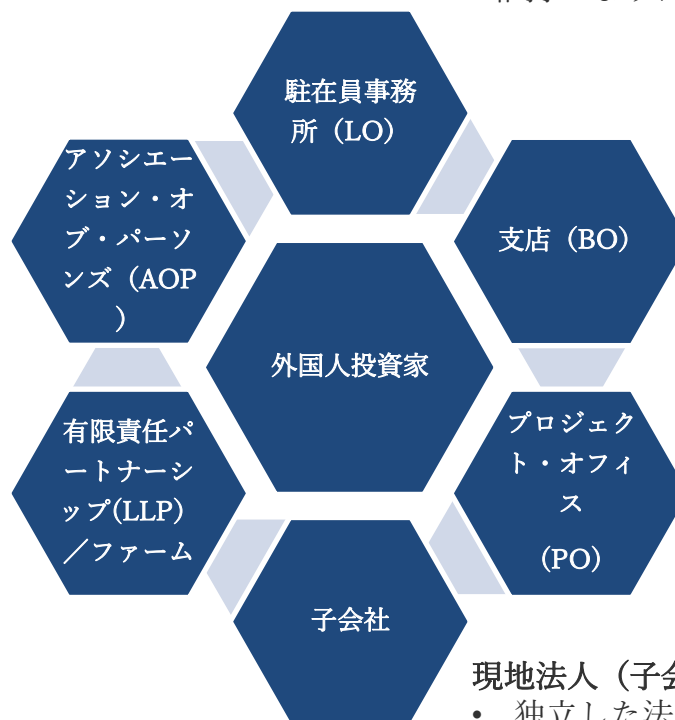
- 共通の目的を達成するために集まる者の集まり
- AOPは登録されるか、未登録のままであるかのどちらかを選ぶことができる。

### パートナーシップ (LLP/ファーム)

- パートナーシップとは、事業の利益を共有することに合意した者同士、またはそのいずれかが全員のために行動する関係を指す。
- ファーム：パートナーが共同で事業を運営し、その利益や損失を共有するビジネス組織。ファーム自体には独立した法的人格がなく、事業に関する法的責任はパートナーが共同で負う。
- LLP：パートナーとは別個に存在する事業体

### 駐在員事務所 (Liaison Office, LO)

- 外国の親会社の代表として行動する。
- 商業活動はできず、親会社からの送金で維持しなければならない。



### 外国法人の支店 (Branch Office, BO)

- 許される活動が制限されているため、BOの業務が制限されている。
- インドで研究開発活などを行おうとする企業に有用。

### プロジェクトオフィス (Project Office, PO)

- 1回限りのプロジェクトに携わる企業に好まれる。

### 現地法人 (子会社)

- 独立した法人
- 柔軟に事業を遂行できる。

*注* - インドには、信託や個人事業体など、他の事業形態も存在するものの、上記が一般的な形態である。

## インドにおける事業体の形態 - 主要な側面

現地法人	支店	駐在員事務所	プロジェクトオフィス	LLP
<ul style="list-style-type: none"> <li>2013年会社法の規定による。</li> <li>最低でも構成員2人が要求される。</li> <li>非公開会社/公開有限会社として設立するオプションがある。</li> <li>配当金の本国送金は株主に課税される（現地法人に対する源泉徴収の影響あり）。</li> <li>一度設立された会社は、解散（任意/裁判所手続き）するまで存続する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>RBIの事前承認が必要。</li> <li>支店の利益（適用されるインド税金控除後）の送金許可。</li> <li>事業体は財務的に健全でなければならない。</li> <li>製造活動は許可されていない。</li> <li>利益の本国送金に税金はかからない。</li> <li>登録の有効期限は特にないが、通常は2～3年である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インド準備銀行（RBI）の事前承認が必要。</li> <li>LO設立の承認は通常3年間有効。</li> <li>コミュニケーションのチャンネルとして機能する（<b>商業活動は行わない</b>）。</li> <li>ネットワークング、市場機会の探索、親会社の事業活動の促進に使用される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非居住者がインド国内でプロジェクトを実施するために、インドの当事者から契約を取り付けた場合に設置。または、RBIの承認を得ることもできる。</li> <li>インドでの銀行口座の開設が許可されていることが必要（ADバンクが断続的な送金を許可する場合もある）。</li> <li>利益の本国送金に税金はかからない。</li> <li>プロジェクトの全期間有効（プロジェクトが終了するまで）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パートナーから独立した事業体である。</li> <li>パートナーの手元への利益還流には課税されない。</li> <li>法人化のオプションがある。</li> <li>解散するまで、またはLLP契約に記載された条件に従って継続する。</li> </ul>



## 所得税、為替管理規制に関する考察 - 設立の容易さ

項目	現地法人	支店	駐在員事務所	プロジェクトオフィス	LLP
許可された活動	為替管理規制を条件として、会社が行う活動に制限はない。	商品の輸出入、コンサルタント業、専門サービス業など、親会社と同様の事業を行うことができる。	ネットワーク、市場機会の開拓、親会社の事業活動の推進	単発のターンキーや設置プロジェクトなど、特定のプロジェクトの実行	為替管理規制を条件として、LLPが行う活動に制限はない。
設立期間 (目安)	4～8週間	6～8週間	6～8週間	6～8週間	4～6週間
資本要件	最低払込資本金の規制なし*	親会社の純資産**が10万米ドルを超えること	親会社の純資産**が5万米ドルを超えること	該当なし	最低資本金規制なし
有価証券 上場	可	該当なし	該当なし	該当なし	許されない
借入金	対外商業借入、ルピー建て債券の発行、国内借入は可能。	許されない	許されない	許されない	ローン／借入金 - 許容される。有価証券の発行は認められない。

\*非公開会社の場合、最低払込資本金の要件はない。ただし、2015年の会社法改正前は、非公開会社における最低払込資本金の要件が10万インドルピーであったため、現在もこれを維持している企業が多くみられる。そして、払込資本金は授權株式資本金を超えてはならないこと、また、授權株式資本金に応じて登録手数料や印紙税が課せられることを踏まえ、実務上は、授權株式資本金を最低限の10万インドルピーに設定する企業が多くみられる。

\*\*純資産とは、払込資本金と自由準備金の合計から無形資産を差し引いたもので、公認会計士または登録会計士によって証明された最新の監査済み貸借対照表または財務諸表によるものである。

## 所得税、為替管理規制に関する考察 - 会社法の要件

項目	現地法人	支店	駐在員事務所	プロジェクトオフィス	LLP
法的地位	親会社とは別法人	親会社から独立した法人ではない	親会社から独立した法人ではない	親会社から独立した法人ではない	親会社とは別法人
年次申告	定期的かつ複数のコンプライアンス 取締役会、取締役の宣言、財務諸表の承認、監査役を選任などに関する届出が含まれる。	限られたコンプライアンス 年次活動証明書(AAC) (3月31日現在)の提出を含む。	限られたコンプライアンス 年次活動証明書(AAC) (3月31日現在)の提出を含む。	限られたコンプライアンス 年次活動証明書(AAC) (3月31日現在)の提出を含む。	会社より比較的少ないコンプライアンス 企業省(MCA)への財務報告書、年次報告書、決算報告書、支払能力報告書の提出を含む。
取締役、株主、パートナーの最小数および最大数	2人以上15人以下の取締役 2人以上200人以下の株主	該当なし	該当なし	該当なし	2人以上のパートナー
ESOP*の発行	可	可	可	可	該当なし
指名株主のオプション	あり	該当なし	該当なし	該当なし	なし

\*従業員自社株保有制度

## 所得税、為替管理規制に関する考察 - 所得税に関する考慮事項

項目	現地法人	支店	駐在員事務所	プロジェクトオフィス	LLP
税率	22%*	40%#	該当なし ※駐在員事務所は商業活動に従事できないため、課税対象とならない。	40%#	30%
サーチャージ**	10%	5%	該当なし	5%	12%
健康教育目的税 (セス)	4%	4%	該当なし	4%	4%
実効税率	25.17%	43.26%	該当なし	43.26%	34.94%

\*軽減税率制度を選択する企業には22%の税率（新規の国内製造企業は15%）が適用される。この場合、10%のサーチャージが課される。

軽減税率制度が選択されない場合、税率は25%（2020-21年度の売上高が40億インドルピーを超える場合は30%）が適用される。サーチャージの税率については下記\*\*を参照のこと。

#外国企業の恒久的施設とみなされる。インド事業に帰属する利益は、インドにおいて純額で課税される。

\*\* 売上高1,000万インドルピー以下 - ゼロ; または  
 売上高が1,000万インドルピーを超え1億インドルピーまでの場合 - 7%（支店の場合は2%）  
 売上高が1億インドルピーを超える場合 - 12%（支店の場合は5%）

## 所得税、為替管理規制に関する考察 - 所得税に関する考慮事項

項目	現地法人	支店	駐在員事務所	プロジェクトオフィス	LLP
インド事業の資金調達	株主資本（株式、優先株式）、国内／海外借入、および剰余金を通じて	本社からの対内送金と剰余金を通じて	外国親会社からの対内送金による	外国親会社からの対内送金による	パートナーからの資本拠出、国内借入、剰余金を通じて
資金還流	利益の資金還流は、株式の買い戻し、減資、配当分配などのかたちで行うことができる。	利益の送金（AD銀行の承認があれば、年間を通じていつでも可能）	該当なし	該当なし	剰余金／利益の送金
利益の送金に関する税務上の影響	租税債務の発生は資金還流の方法による。	送金に伴う租税債務は発生しない	該当なし	該当なし	送金に伴う租税債務は発生しない。
PE／ビジネス・コネクションによる税務リスク	別法人扱い インドにおける外国企業の活動の性質や程度により、PE/ビジネスコネクションによる税務リスクが発生する可能性がある。	インドにおけるPEを構成する。	インドで行われる活動の性質によっては、インドにおけるPE/ビジネスコネクションを構成する可能性がある。	インドで行われる活動の性質によっては、インドにおけるPE/ビジネスコネクションを構成する可能性がある。	インドにおける外国企業の活動の性質や程度により、PE/ビジネスコネクションによる税務リスクが発生する可能性がある。

## 所得税、為替管理規制に関する考察 - 解散

項目	現地法人	支店	駐在員事務所	プロジェクトオフィス	LLP
解散手続き	裁判所の承認が必要 休眠会社の場合、より 短い手続きとなる。	比較的容易 - AD カテゴリーI銀行 への申請	比較的容易 - AD カテゴリーI銀行 への申請	比較的容易 - AD カテゴリーI銀行 への申請	長い手続き - 裁判所の 承認が必要
所要期間 (参考値) *	15~18カ月	6~8カ月	6~8カ月	6~8カ月	15~18カ月
株式売却の課 税性/解散・ 清算に伴う分 配の課税性	<p>株主による株式売却 - キャ ピタルゲインとして課税 される。 税率 - 10%* (および適用 されるサーチャージと セス)</p> <p>清算に基づく分配 - (累積 利益の範囲内で) 配当と して課税される。 税率 - 20%* (および適用 されるサーチャージとセ ス) 差額 - キャピタルゲイン として課税 (税率 - 上記 と同じ)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>持ち分の売却 - キャピ タルゲインとして課税 される。 税率 - 20%# (および 適用されるサーチャー ジとセス)</p> <p>ファームの解散 - キャピ タルゲインとして課税 される。 税率 - 20%# (および 適用されるサーチャー ジとセス)</p> <p>(日印租税条約上の受益 者の対象)</p>
再編成/転換 の可否	再編可 会社からLLPへの転換も 可	該当なし	該当なし	該当なし	再編可 LLPから会社への転換 も可

\* 売却日の24カ月前までの株式保有の場合、40% (および適用されるサーチャージとセス)

# 売却日の36カ月前までの株式保有の場合、40% (および適用されるサーチャージとセス)

## GSTに関する考慮事項

項目	現地法人	支店 (BO)	駐在員事務所(LO)	プロジェクトオフィス (PO)	LLP
<b>GST登録の取得要件</b>	インドでのGST登録が必要。 (最低閾値に従う。)	インドでのGST登録が必要。 (最低閾値に従う。)	インドでのGST登録が必要。 (最低閾値に従う。)	インドでのGST登録が必要。 (最低閾値に従う。)	インドでのGST登録が必要。 (最低閾値に従う。)
<b>GST申告納税の義務</b>	毎月の納税と、売上高に応じて月次または四半期ごとの申告書を提出。	毎月の納税と、売上高に応じて月次または四半期ごとの申告書を提出。	毎月の納税と、売上高に応じて月次または四半期ごとの申告書を提出。	毎月の納税と、売上高に応じて月次または四半期ごとの申告書を提出。	毎月の納税と、売上高に応じて月次または四半期ごとの申告書を提出。
<b>供給地がインド国外である場合の、国外事業者へのサービス供給に対する課税</b>	インド子会社がインド国外にある持株会社にサービスを提供する場合、輸出ステータスを利用することが可能。	BOからインド国外にある本社へのサービスの提供は、GSTの課税対象外。	LOからインド国外にある本社へのサービスの提供は、GSTの課税対象外。	POからインド国外にある本社へのサービスの提供は、GSTの課税対象外。	LLPがインド国外にある会社にサービスを提供する場合、輸出ステータスを利用することが可能。
		本社以外の受領者に提供されたサービスは、サービスの輸出に該当し、GSTの対象とはならない。			
<b>仕入税額控除の利用可能性</b>	売上げがGST法に基づいて課税対象となる場合、子会社は、仕入税額控除を利用するためのほかの条件（有効なタックスインボイスの所持、物品・サービスの受領など）を満たすことを条件として、物品・サービスの受領に対して支払った税金を控除することが可能。仕入れに対して支払った税金は、子会社が行った売上げに対して支払うべき税金と相殺することが可能。	BOは、その売上げがGST非課税である限り、本社へのサービス供給のために行われた仕入れに対する控除を利用する資格はない。	LOは、その売上げがGST非課税である限り、本社へのサービス供給のために行われた仕入れに対する控除を利用する資格はない。	POは、その売上げがGST非課税である限り、本社へのサービス供給のために行われた仕入れに対する控除を利用する資格はない。	売上げがGST法に基づいて課税対象となる場合、子会社は、仕入税額控除を利用するためのほかの条件（有効なタックスインボイスの所持、物品・サービスの受領など）を満たすことを条件として、物品・サービスの受領に対して支払った税金を控除することが可能。仕入れに対して支払った税金は、子会社が行った売上げに対して支払うべき税金と相殺することが可能。
		本社以外の受領者に提供されたサービスがサービスの輸出に該当する場合、仕入税額控除の対象となる。			

## GSTに関する考慮事項

項目	現地法人	支店 (BO)	駐在員事務所(LO)	プロジェクトオフィス (PO)	LLP
供給地がインド国内にある場合の外部企業へのサービス供給に対する課税 (仲介サービスなど)	子会社が持ち株会社にサービスを提供し、その提供地がインドにある場合、インドにおいてGSTが適用される。この場合、子会社は調達側で仕入税額控除を利用することが可能。	BOから本社へのサービスの提供で、提供地がインド国内にある場合、インドにおけるGSTが適用される。この場合、BOは調達側で仕入税額控除を受けることが可能。	LOが本社にサービスを提供する場合、提供地がインドであれば、インドにおけるGSTが適用される。この場合、LOは調達側で仕入税額控除を利用することが可能。	POから本社への役務の提供で、提供地がインド国内にある場合、インドにおけるGSTが適用される。この場合、POは調達側で仕入税額控除を利用することが可能。	LLPによるサービスの供給で、供給地がインドにある場合、インドにおいてGSTが適用される。この場合、LLPは調達側で仕入税額控除を受けることが可能。
インド国外からの送金受領の課税性	<p>輸出はゼロ税率であるため、物品・サービスの輸出のための送金受領はGSTの対象とならない。</p> <p>提供されたサービスが輸出に該当しない場合 (仲介サービスなど) の送金受領はGSTの対象となる。</p> <p>外国企業/第三者からの経費の払い戻しは、インドの事業体が純粋な代理人として行動し、純粋な代理人の条件をすべて満たしている場合、GSTの対象とはならない。</p>	<p>事業運営のための資本金や貸付金といった性質の送金は、GSTの対象とはならない。</p> <p>提供されたサービスが輸出に該当しない場合 (仲介サービスなど) の送金受領はGSTの対象となる。</p> <p>外国企業/第三者からの経費の払い戻しは、インドの事業体が純粋な代理人として行動し、純粋な代理人の条件をすべて満たしている場合、GSTの対象とはならない。</p>	<p>事業運営のための資本金や貸付金といった性質の送金は、GSTの対象とはならない。</p> <p>提供されたサービスが輸出に該当しない場合 (仲介サービスなど) の送金受領はGSTの対象となる。</p> <p>外国企業/第三者からの経費の払い戻しは、インドの事業体が純粋な代理人として行動し、純粋な代理人の条件をすべて満たしている場合、GSTの対象とはならない。</p>	<p>事業運営のための資本金や貸付金といった性質の送金は、GSTの対象とはならない。</p> <p>提供されたサービスが輸出に該当しない場合 (仲介サービスなど) の送金受領はGSTの対象となる。</p> <p>外国企業/第三者からの経費の払い戻しは、インドの事業体が純粋な代理人として行動し、純粋な代理人の条件をすべて満たしている場合、GSTの対象とはならない。</p>	<p>輸出はゼロ税率であるため、商品・サービスの輸出のための送金はGSTの対象とならない。</p> <p>提供されたサービスが輸出に該当しない場合 (仲介サービスなど) の送金受領はGSTの対象となる。</p> <p>外国企業/第三者からの経費の払い戻しは、インドの事業体が純粋な代理人として行動し、純粋な代理人の条件をすべて満たしている場合、GSTの対象とはならない。</p>

## 現地法人（子会社） vs 支店（BO）の検討にあたってのメリット/デメリット

進出形態としてよく見られる現地法人（子会社）と支店を比較した際のメリット/デメリットは以下のとおりである。  
なお、個々のケースに応じて検討が必要となる。

### 現地法人（子会社）のメリット

- **活動範囲の拡大** - 子会社は、許可された事業活動に付随する活動をより自由に行うことができる。
- **設立のための特別な承認なし** - 自動ルートに該当する活動を行う子会社の設立には、政府/RBI/AD銀行の特別な承認は必要ない。
- **資金調達の柔軟性** - 子会社の資金調達は、出資と国内／海外からの借入金を組み合わせて行うことができる。運転資金も現地で調達可能。
- **株主の責任制限** - 子会社の義務から生じる責任は、通常、親会社には及ばない。
- GSTの観点からは、すべてのGST登録納税者に同様のコンプライアンスと規制要件が存在するため、支店との比較においてメリットとデメリットについて関連がない。

インドでの長期的な事業展開が想定される場合、インドでの事業展開に適した形態といえる。

### 現地法人（子会社）のデメリット

- 子会社の全世界所得はインドで課税される。
- 利益の配当還流は、インド税法および日印租税条約の規定により、親会社で課税される。
- 子会社の閉鎖は、長期の法的／司法手続きの対象となる。
- ほかの形態の事業体と比べて、規制上のコンプライアンス要求が高く、厳格である。



## 現地法人（子会社） vs 支店（BO）の検討にあたってのメリット/デメリット

### 支店（BO）のメリット

- **清算の容易性** - BOの清算は、裁判所の承認が必要なインドの会社の清算と比較すると、手続きが簡素で時間もかからない。AD銀行の許可を得れば、BOを清算することができる。
- **子会社に比べてコンプライアンス要件が緩和されている。**
- **コスト効率**
  - BOの最低資本金は規定されていない。
  - 本社への利益の送金には税金はかからない。
  - BOは、インドにおける本社の事業または職業に起因して本社が負担した費用について、条件付きで控除を申請することができる。
  - 日本の税法に従い、本社はBOがインドで支払った税金の控除を請求できる。
- BOの場合、本社はコストを第三者と直接負担することができるため（BOが提供するサービスに関連しない、つまりパススルーの性質を持つ）、BOによる独立企業間コスト・プラスのマークアップの目的には考慮されない。
- GSTの観点からは、すべてのGST登録納税者に同様のコンプライアンスと規制要件が存在するため、子会社との比較においてメリットとデメリットについて関連がない。

BOは、規定された規制により、小規模な事業が想定されるインドでの事業展開に適した選択肢である。

### 支店（BO）のデメリット

- BO設立にはAD銀行の事前承認が必要となる。
- BOの業務は、RBIが許可する特定の業務に従う。
- 親会社である外国企業に責任が及ぶ可能性がある。
- 資金調達方法が限られている。
- GSTの観点からは、支店からインド国外にある本社への輸出は輸出に該当しない。従って、仕入税額は支店のコストとなる。

## 【参考】日系企業がインドで直面しやすい税務面の課題

日系企業によくみられる税務面の課題は以下のとおりである。

従業員の出向	マーケティングサポートサービス	税制上の優遇措置を受ける資格
<ul style="list-style-type: none"> <li>通常、多国籍企業は一般的なビジネス慣行として、仕事の質と人材の最適な活用を確保するために、従業員をさまざまなグループ企業に出向させている。</li> <li>しかし、インド歳入庁（IRA）は、出向は本質的に出向者を通じて行われるインド企業への技術サービスの提供であるとして、インド企業が外国関連会社に対して行った払い戻しに課税するよう求める可能性がある。</li> <li>また、IRAは、出向者がインド法人に提供するサービスによって、外国法人のインドにおける恒久的施設が形成されると主張する場合もある。</li> <li>さらに、GST法の観点からIRAは、出向は本質的に外国企業によるインド企業への人材派遣サービスの提供であると主張し、インド企業による外国企業への払い戻しは課税されると主張している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的に、日系多国籍企業はインドでの事業を開始する際、まずインドにマーケティング会社を設立し、インド市場のデモグラフィックを調査することで、インドへの段階的な進出を計画する。このように、当初はインド現地法人は海外現地法人のマーケットサポート・サービス・プロバイダーとして機能する。</li> <li>IRAは通常、このような取り決めに精査し、インドの関連会社が外国企業の代理人といえるかどうか（注文や顧客の獲得を支援するかどうか）を検討する。</li> <li>インドの関連会社が外国企業の従属的な代理人として適格である場合（すなわち、契約の確保や締結を支援する場合）、インドにおける代理人PEを構成する。この場合、PEの活動に起因する利益はインドで課税対象となる。</li> <li><b>例外</b> - 独立した身分の者が、通常の業務において外国企業のためにインド国内で契約を締結する場合、代理人PEは構成されない。</li> <li>インドのGST法では、マーケティングサポートサービスは、（事実関係によっては）課税対象となる仲介サービスに該当する可能性があり、課税の対象となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インド国内税法の規定により、租税条約の規定は非居住者（以下、NR）にも適用される。</li> <li>租税条約上の特典（軽減税率、免税など）は、NRが租税条約上の居住者である場合にのみ受けることができる。</li> <li>この目的のために、NRは日本の税務当局から居住者証明書（以下、TRC）を提出する必要がある。TRCは日本での居住を証明するものとみなされる。</li> <li>TRCに加え、最近、TRCに必要な詳細（氏名、住所、身分、国籍、期間、納税者番号など）が明記されていない場合、Form 10Fを電子的に提出することが義務付けられた。</li> <li>また、NRが租税条約の恩典を受けるためには、受益者、主要目的テストなど、租税条約の関連条文に記載されているその他の条件を満たす必要がある。</li> </ul>